

電気自動車等の普及促進事業（外部給電器） 申請書類チェックリスト

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	提出書類	備考
1	申請書類チェックリスト	・ホームページからダウンロード
2	助成金交付申請書 (第1号様式)	・ホームページからダウンロード
3	請求書等 コピー	・請求書、納品請求書、注文書、見積書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること ・CEV 補助金の対象機種一覧に記載されているメーカー名・型式が確認できること。 ・機器本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。
4	領収書 コピー	・宛名が申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。また、過払い等により領収書の金額が請求書を超えるのは差し支えない。 ・所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛での領収書で、カッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること ・振込のため領収書がない場合は、金融機関発行の振込金受取書やネットバンキングの取引画面の印刷で可。(依頼人・受取人・日付・金額の記載があること)
5	保証書 コピー	・型式、シリアル番号、保証開始日が記載されていること
6	写真	・以下の写真2点を撮影すること。印刷方法は特に指定はない。 ・外部給電機器と、使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車と一緒に写っている写真で、外部給電機器の機種名と自動車のナンバープレートが読み取れるもの ・外部給電機器のシリアル番号を接写したもの
7	住民票または 印鑑証明書 原本または コピー	・申請者が個人・個人事業主の場合に必要 ・申請受付日から 3か月以内 に発行されたものであること
8	登記事項証明書 (現在事項全部 証明書) 原本または コピー	・申請者が法人の場合に必要 ・申請受付日から 3か月以内 に発行されたものであること ・登記情報提供サービスから印刷したものでも可
9	法人住民税または 個人事業税 納税証明書 原本または コピー	<p>・申請者が法人・個人事業主の場合に必要</p> <p>○法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人都民税の納税証明書で、完納している直近の事業年度のもの(※法人事業税は不可) ・窓口は都税事務所 ・リース事業者で都内に支店等がない場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書 ・都内の支店等設置を初めて届け出てから最初の事業年度分が納期未到来の場合は、本社所在地の法人道府県民税の納税証明書 ・法人設立後最初の事業年度分が納期未到来の場合は、提出不要 ・非課税の場合は、「都税の徴収金につき滞納処分を受けた者でないことの証明書」 <p>○個人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時点の前年度の個人事業税の納税証明書で、完納しているもの(未納額が0) ・窓口は都税事務所 ・都税事務所に事業開始を届け出た年の納期が未到来の場合は、「個人事業の開業・(廃業等)届出書」の写しを提出 ・非課税の場合は、非課税となる直近の「確定申告書B」の写しを提出 <p>※税務署の受領印があること。e-Tax で受領印がない場合は、受信通知のメッセージ画面を印刷して、併せて提出</p>
10	振込口座が確認 できる書類 コピー	・銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が読み取れること ・通帳の場合は、表紙 及び 見開き面のコピー ・キャッシュカードのコピー、ネットバンキングの画面印刷なども可 ・当座預金の場合は、小切手帳や金融機関発行の取引明細書でも可
11	自動車検査証 コピー	・外部給電機器の使用対象となる電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の自動車検査証で、最新のもの ・複数回のコピーやファックスを使用すると、コピー用紙が黒くなって文字が読み取れなくなることがある。文字が鮮明に読み取れるものを提出すること。
12	国・区市町村等の 補助金の交付決定 通知書	・国・区市町村等の補助金を併用する場合のみ必要。
13	その他会社が必要と認める書 類	・必要に応じて会社から求められた場合に提出

電気自動車等の普及促進事業（外部給電器） 申請書類チェックリスト

申請者がリース事業者の場合※転リースの場合は、1次貸与先・2次貸与先のそれぞれのもが必要。

↓書類用意を確認したらチェック、必要書類に該当しない場合は斜線を入れる。

No.	チェック	提出書類	備考	
14		誓約書（第2号様式）（貸与先）	・ホームページからダウンロード	
15		住民票または印鑑証明書 （貸与先）	原本または コピー	・貸与先が個人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo6と同様
16		登記事項証明書 （現在事項全部証明書）（貸与先）	原本または コピー	・貸与先が法人の場合に必要 ・注意事項はNo7と同様
17		法人住民税または個人事業税 納税証明書（貸与先）	原本または コピー	貸与先が法人・個人事業主の場合に必要 ・注意事項はNo8と同様
18		リース契約書	コピー	
19		貸与料金の算定根拠明細書 （第10号様式）		・ホームページからダウンロード